第２次稲敷市地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

令和４年３月

稲　敷　市

目　次

第１章　計画策定の背景 1
１　計画策定の背景 1
第２章　計画の基本的事項 3
１　計画の目的と位置付け 3
２　計画の期間 3
３　計画の基準年度及び目標年度 4
４　計画の対象範囲 4
（１）　対象とする事務事業の範囲 4
（２）　対象とする温室効果ガス 4
第３章　温室効果ガス排出量の状況 5
１　温室効果ガス排出量の現状 5
２　エネルギー使用量の現状 8
第４章　温室効果ガス排出量の削減目標 9
１　計画の目標 9
第５章　温室効果ガス削減に向けた取組 10
１　基本方針 10
基本方針１　省エネルギーの推進 11
基本方針２　再生可能エネルギーの導入 11
基本方針３　その他の温室効果ガスの排出の削減等への配慮 12
２　目標達成に向けた各職員・各施設における取組 13
３　庁舎・施設管理等での取組 15
４　再生可能エネルギーの導入に向けた取組 17
第６章　計画の進捗管理 19
１　推進体制 19
２　点検・評価・見直し 20
３　公表 20
資料編 21
〇地球温暖化対策実行計画（事務事業編）対象施設（令和３（2021）年４月１日現在）
〇稲敷市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱
〇用語解説

第１章　計画策定の背景

１ 計画策定の背景

本計画は、地球温暖対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法という）第 21 条第１項に基づき、市役所の事務事業における温室効果ガス排出量の削減等について定める「地方公共団体実行計画」です。

本市では、2007（平成 19）年に「稲敷市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減等に取り組んできました。

近年の地球温暖化に対する国際的な取組を受けて、国全体で脱炭素に向けた取組が求められているなか、本市では 2021（令和 3）年 3 月、「第２次稲敷市総合計画」の基本構想のもと、環境分野の総合的な計画である「稲敷市環境基本計画」（令和 3（2021）年度～令和 11（2029）年度）を新たに策定しました。

「稲敷市環境基本計画」では、市域の脱炭素を進めるため、基本方針に「稲敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を位置づけ、市域全体の地球温暖化対策を展開しています。また、重点プロジェクトに「公共施設の改修・更新時の省エネルギー設備の導入」、「再生可能エネルギーの導入検討」など、防災拠点となる公共施設に関する施策を挙げており、防災リスク低減と低炭素化といった地域課題の同時解決において、公共施設は重要な役割を担っています。

2021（令和 3）年 12 月には「稲敷市再生可能エネルギー導入計画」を策定し、2050（令和 32）年度までの脱炭素社会構築を見据えて、再生可能エネルギーの導入目標や、脱炭素のためのロードマップを定めました。再生可能エネルギーを核とした地域社会の実現のため、市自ら取組を進める必要があります。

こうした背景を踏まえ、本市が自ら行う事務事業に関して、地球温暖化対策を主体とした環境保全行動に職員一人ひとりが率先して取り組み、温室効果ガス排出量の削減を推進するため、「第２次稲敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を新たに策定します。

■稲敷市環境基本計画　施策体系

第２章　計画の基本的事項

１ 計画の目的と位置付け

「第２次稲敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、実行計画（事務事業編）といいます。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第１項に基づき、地方公共団体に対し計画の策定・運用が義務付けられた「地方公共団体実行計画」です。

市職員が、自らの事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガスを削減するため、率先して取組を実行することにより、環境負荷の低減を図ることを目的とします。

「稲敷市環境基本条例」に基づき策定した「稲敷市環境基本計画」では、「稲敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包し、市全域の地球温暖化対策について定めています。

実行計画（事務事業編）は、市の事務事業における地球温暖化対策を定めるものですが、「稲敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の一部を構成する要素であり、目標達成のための取組として位置付けます。

■稲敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置付け

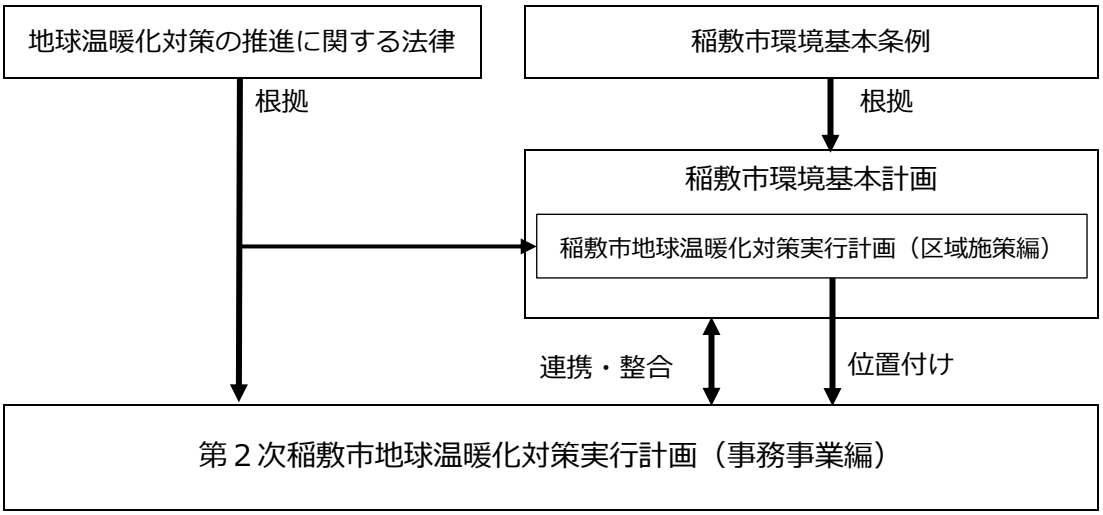

２ 計画の期間

実行計画（事務事業編）の期間は、2022(令和４)年度から 2030(令和 12)年度までの９年間とします。本計画の推進は、国の動向などにより必要に応じて見直しを行います。

3 計画の基準年度及び目標年度

国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030（令和 12）年度とします。

4 計画の対象範囲

（1）対象とする事務事業の範囲

実行計画（事務事業編）で対象とする事務事業の範囲は、市庁舎をはじめとする公共施設で行うすべての事務事業とします。外部への委託等により実施する事務事業で、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものは、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

指定管理者施設等については、所管課を通じて温室効果ガスの排出量の把握に必要な燃料消費量等の報告を求めることとします。なお、対象施設等は計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

（2）対象とする温室効果ガス

実行計画（事務事業編）では、「地球温暖化対策推進法」（施行令第３条第１項）で算定対象としている６種類の物質のうち、市の事務事業から排出される二酸化炭素（CO_2）を対象とします。

■「地球温暖化対策推進法」（施行令第３条第１項）で算定対象としている温室効果ガス

温室効果ガス		主な排出活動
二酸化炭素（CO_2）	エネルギー起源 CO_2	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用など
	非エネルギー起源 CO_2	工業プロセス、廃棄物の焼却処理など
メタン(CH_4)		自動車の走行、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却処理など
一酸化二窒素(N_2O)		自動車の走行、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却処理など
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)		カーエアコンの使用・廃棄 エアコンや冷蔵庫の使用・廃棄など
パーフルオロカーボン（PFC）		半導体の製造など
六ふっ化硫黄（SF_6）		電気絶縁ガスなど

第３章　温室効果ガス排出量の状況

1　温室効果ガス排出量の現状

1) 温室効果ガス排出量

本市の 2020（令和２）年度における温室効果ガスの排出量は、約 8,886 t-CO_2 でした。

活動項目別にみると、2013（平成 25）年度及び 2020（令和 2）年度ともに、電気の使用による排出が全体の約 95%を占めています。

■温室効果ガス排出量

項目		2013 年度（基準年度）		2020 年度（直近年度）	
		年間排出量（t-CO_2）	構成比（%）	年間排出量（t-CO_2）	構成比（%）
燃料の使用	ガソリン	167	1.7	112	1.3
	軽油	15	0.2	9	0.1
	灯油	157	1.6	75	0.8
	ＬＰＧ（プロパン）	218	2.2	237	2.7
電気の使用		9,201	94.3	8,453	95.1
（東京電力エナジーパートナー）		(4,615)	—	(4,924)	—
（リエスパワー）		—	—	(3,529)	—
（ロジテック共同組合）		(4,586)	—	—	—
合計（t-CO_2）		9,758	100.0	8,886	100.0

＊年間排出量は、活動量に対象ガスの排出係数及び地球温暖化係数を乗じて算出しています。
＊電気の排出係数は、毎年度公表される電気事業者別の基礎排出係数を使用しています。

■温室効果ガス排出量

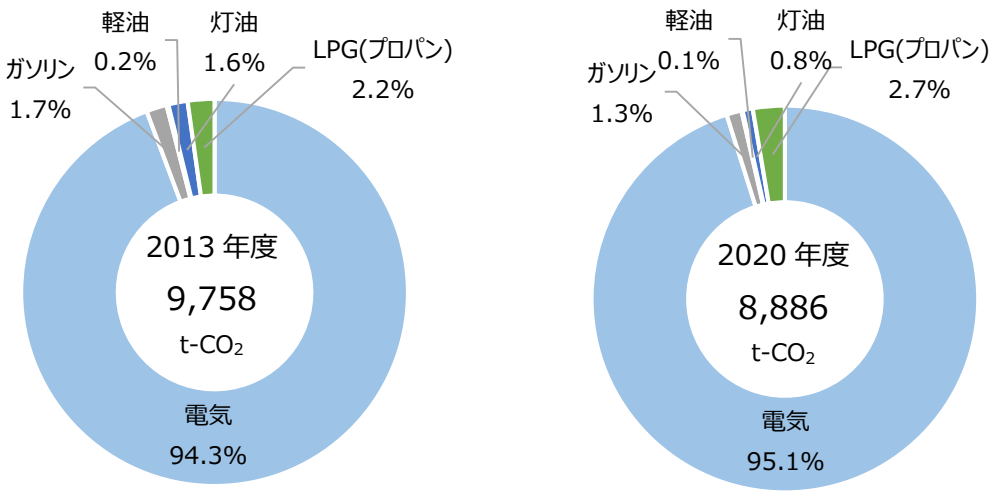

2) 電力排出係数別の排出状況

電力の排出係数別に算定した温室効果ガス排出量を以下に示します。

市では、再生可能エネルギーを活用した電気事業者からの調達が普及しており、現在も約半数の施設で使用されています。再生可能エネルギーは排出係数がゼロとなるため、再生可能エネルギーを活用した電気事業者の電気を調整後排出係数で換算した場合、2020（令和2）年度の排出量は 3,962 t -CO_2 となります。

一方で、再生可能エネルギー電力を市外からの調達で全て賄っていくことは、長期的に多大なエネルギー費用が流出することになるため、エネルギーの地産地消について、計画的に取り組むことが望まれます。

■温室効果ガス排出量（基礎排出係数及び調整後排出係数）

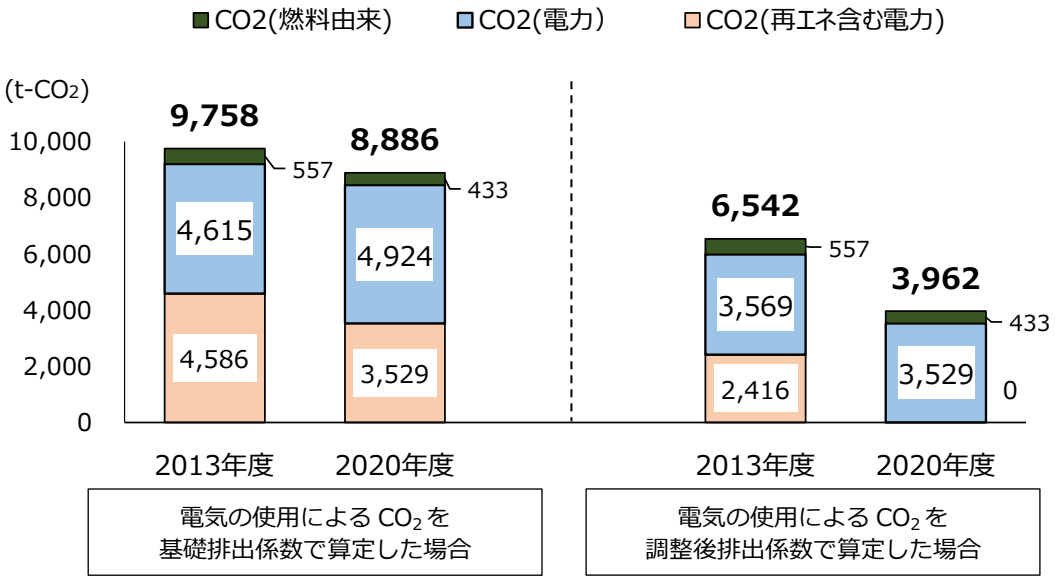

電力の排出係数について

基礎排出係数：

電気事業者が販売した電気を発電する際に燃料から排出された CO_2 の量（t-CO_2）÷ 電気事業者の販売電力量（kWh）

調整後排出係数：

基礎排出係数を用いて算定した CO_2 排出量に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関連して CO_2 排出量を調整した量と、GHG 削減クレジット等によりカーボン・オフセットした CO_2 排出量を調整した排出係数

ゼロカーボンの実現に向けては、「基礎排出係数」で算定した CO_2 排出量（基礎排出量）とともに、電気事業者の再生可能エネルギーへの取組を反映した「調整後排出係数」で算定した排出量についても把握することが重要です。

3) 施設別の排出状況

2020（令和２）年度の温室効果ガス排出量を施設別にみると、用排水施設が全体の約 33%、次いで下水道・農業集落排水が約 14%を占めており、インフラ施設からの排出は全体の約 60%を占めています。公共建築物においては、小中学校を含む学校教育施設が約 16%、市民文化施設が約 13%、市役所等庁舎が含まれる行政系施設が約 5%となっています。

■温室効果ガス排出量（2020 年度）【施設類型別】

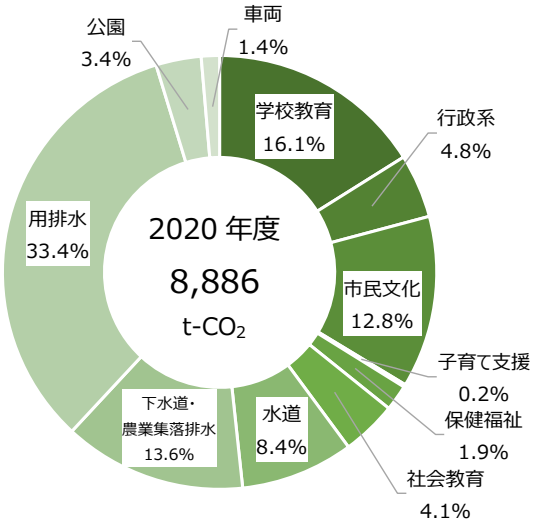

■公共建築物、インフラ施設の類型と対象施設

類型		対象施設	所管課
公共建築物	学校教育施設	小学校、中学校、幼稚園、こども園 給食センター	学務管理課 給食センター
	行政系施設	本庁舎、分庁舎	管財課
	市民文化系施設	コミュニティセンター	生涯学習課
	子育て支援施設	児童クラブ	こども支援課
	保健・福祉系施設	福祉センター、ハートピアいなしき いこいのプラザ 保健センター	社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課
	社会教育系施設	公民館、生涯学習センター 図書館、歴史民俗資料館	生涯学習課 図書館、歴史民俗資料館
インフラ施設	水道施設	浄水場、ポンプ場、配水場	水道課
	下水道施設・ 農業集落排水	浄化センター、農業集落排水施設	下水道課
	用排水施設	用水機場、排水機場	農政課
	公園施設	総合運動公園、球場、体育館 水辺公園、自然公園、工業団地公園	生涯学習課 建設課

出典）稲敷市公共施設等総合管理計画　平成 28 年 5 月　をもとに作成

2 エネルギー使用量の現状

本市の 2020（令和２）年度におけるエネルギー使用量は、約 192 TJ でした。

基準年度と比較すると、ガソリンや灯油といった燃料は減少し、LPG や電気の使用量が増加しました。全体のエネルギー使用量は増加していますが、燃料から電気への転換も進んでいます。

なお、電気の使用のうち約 40%が再エネ電力を活用した電気事業者からの電力となっています。

■エネルギー使用状況

活動項目		固有単位	2013 年度（基準年度）			2020 年度（直近年度）			増減
			使用量	GJ	%	使用量	GJ	%	%
燃料の使用	ガソリン	kl	72	2,491	1.3	48	1,661	0.3	67
	灯油	kl	63	2,312	1.2	30	1,101	0.6	48
	軽油	kl	6	226	0.1	3	113	0.0	50
	ＬＰＧ	千㎥	36	3,688	2.0	40	4,023	2.1	109
電気の使用		千 kWh	18,227	179,745	95.4	18,706	184,835	97.0	103
(東京電力)		千 kWh	8,790	87,640	46.5	10,775	107,424	56.4	123
(リエスパワー)		千 kWh	—	—	—	7,931	77,411	40.6	84
(ロジテック)		千 kWh	9,437	92,105	48.9	—	—	—	
合　計		—	—	188,462	100.0	—	191,733	100.0	102

■エネルギーの使用割合

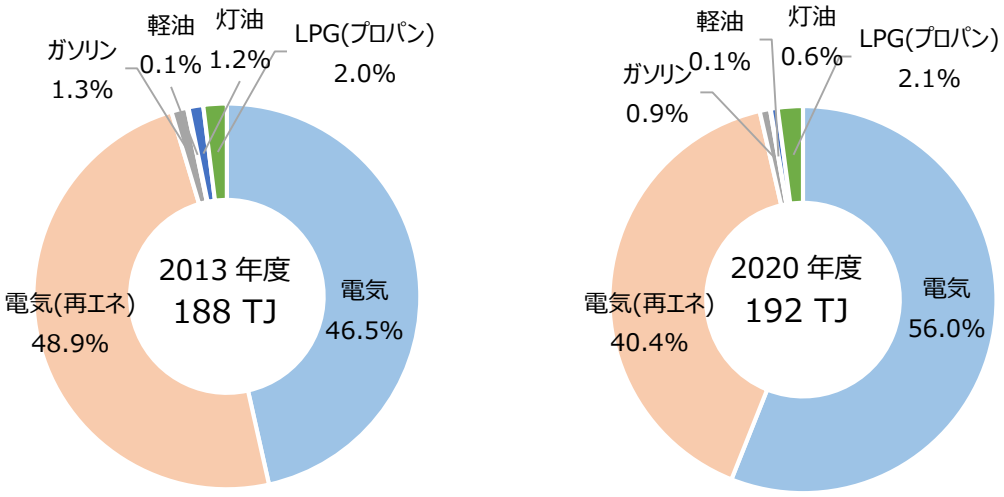

第４章　温室効果ガス排出量の削減目標

1　計画の目標

国の「地球温暖化対策計画」では、行政を含む「業務その他部門」のエネルギー起源二酸化炭素の削減目安として、2013（平成 25）年度比約 51%を掲げています。この目標を踏まえ、本計画の温室効果ガス排出量を、目標年度である 2030（令和 12）年度までに、基準年度（2013（平成 25）年度）比で 51%削減することを目標とします。

なお、2020（令和 2）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 9%削減しており、2030（令和 12）年度までにあと 46%の削減が必要です。

事務事業における温室効果ガスの削減目標

2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 51% 削減

■温室効果ガスの削減目標

項　目	基準年度 （2013（平成 25）年度）	目標年度 （2030（令和 12）年度）
温室効果ガス排出量	９，７５８ t-CO_2	４，７８１ t-CO_2
削減率（基準年度比）	－	51%

※温室効果ガスの算定は、原則、国のマニュアルに準じた算定方法とし、電力の排出係数は各年度の電気事業者別に決められた基礎排出係数を用いて算定した。

■計画期間における温室効果ガス排出量の削減目標

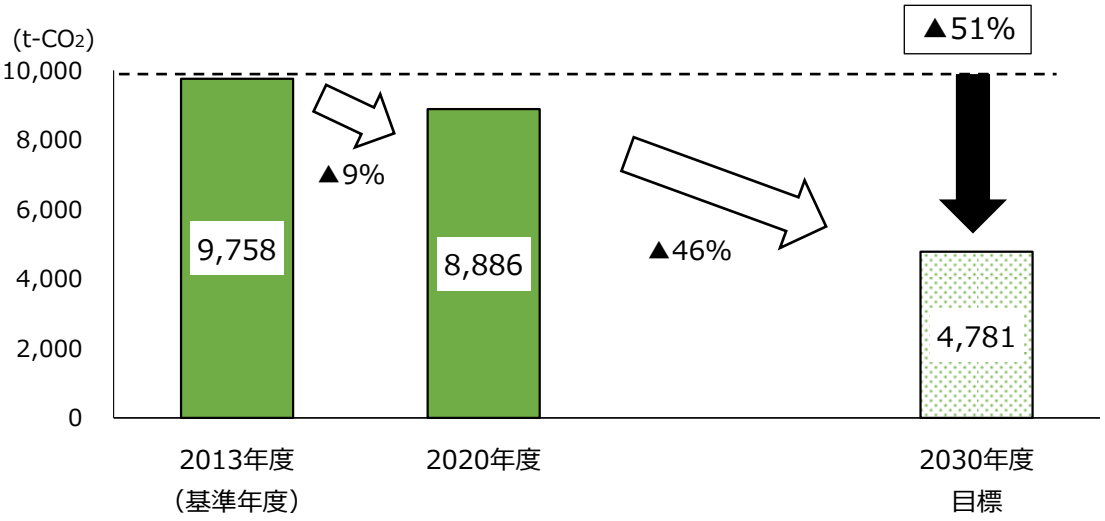

第５章　温室効果ガス削減に向けた取組

1 基本方針

2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、次の通り基本方針を設定します。稲敷市環境基本計画に掲げられた、公共施設の省エネルギー化の推進や、再生可能エネルギーの導入、公用車へのエコカーの導入などの施策に資するため、職員の率先行動による地球温暖化対策を推進します。

基本方針１　省エネルギーの推進

1）建築物における省エネルギー対策の徹底

2）公共施設の最適化の推進

3）環境に配慮した公用車の利用と購入

基本方針２　再生可能エネルギーの導入推進

1）太陽光発電の最大限の導入

2）再生可能エネルギー電力調達の推進

基本方針３　その他の温室効果ガス削減に向けた取組

1）廃棄物の排出抑制と適正処理

2）環境負荷の少ない製品の購入と使用

3）用紙、水道使用量の削減

■基本方針

基本方針	取組	環境基本計画との関わり
1 省エネルギーの推進	1）建築物における省エネルギー対策の徹底	4-1-1 公共施設の省エネルギー化の推進
	2）公共施設の最適化の推進	
	3）環境に配慮した公用車の利用と購入	4-1-3 エコカーの普及と省エネルギー行動の促進
2 再生可能エネルギーの導入	1）太陽光発電の最大限の導入	4-2-1 再生可能エネルギーの導入の推進 4-2-2 エネルギーの地産地消
	2）再生可能エネルギー電力調達の推進	
3 その他の温室効果ガス削減に向けた取組	1）ごみの排出抑制・再使用・再資源化の推進 2）環境負荷の少ない製品の購入と使用 3）用紙、水道使用量の削減	4-1-1 公共施設の省エネルギー化の推進 5-1　ごみの発生抑制・再使用・再資源化の推進 5-2　廃棄物の適正処理

基本方針１　省エネルギーの推進

1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

環境基本計画 4-1-1

①既築建築物の設備更新

既存建築物の改修や設備更新の際には、省エネルギー性能の高い LED 照明や、高効率空調設備、熱源設備への更新、照明の自動調光システムや断熱フィルムの施工等を積極的に検討します。

②新築建築物等の低炭素化

今後予定している公共施設の新設や大規模改築にあっては、高断熱化・高気密化を図るとともに、高効率設備機器の導入を徹底します。また、太陽光発電設備の最大限設置を目指し、ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）化の検討を推進します。

2) 公共施設の最適化の推進

施設の機能の集約化や複合化、機能統合、民間設備の活用等により、施設の延床面積の縮減を図り、施設の最適化によるエネルギー消費量の低減に取り組みます。

3) 環境に配慮した公用車の利用と購入

環境基本計画 4-1-3

公用車の導入の際は、エコカー（電気自動車（ＥＶ）、燃料電池自動車（ＦＣＶ）、プラグインハイブリッド車（ＰＨＶ）、ハイブリッド車（ＨＶ））を率先して導入します。

また、電気自動車及びプラグインハイブリット車を導入する際は、充電設備の導入を検討します。

基本方針２　再生可能エネルギーの導入

環境基本計画 4-2-1、4-2-2

1) 太陽光発電の最大限の導入

公共施設の建築物（敷地含む）や、市が保有する未利用地に対して、太陽光発電設備の最大限導入を推進します。PPA モデルやリースなどの活用も検討します。

地域エネルギーサービスの導入や、公共施設を核としたマイクログリッド構築について、国等の補助制度や支援策を活用しながら、災害時の活用等も含めて検討します。

2）再生可能エネルギー電力の調達の推進

電力の調達にあっては、環境配慮契約の導入を推進し、二酸化炭素（CO_2）排出係数の低い、再生可能エネルギー電力の調達を促進します。

国のエネルギー政策、電源構成、電力供給制度の動向等を注視しながら、適宜、電力調達の見直しを図ります。

基本方針３　その他の温室効果ガスの排出の削減等への配慮

環境基本計画 4-1-1、5-1、5-2

1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化の推進

公共施設から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、３Ｒ（発生抑制（Reduce）、再使用(Reuse）、再生利用（Recycle）)+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)に取り組み、サーキュラーエコノミー（循環経済）を推進します。

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るため、物品の調達の際は、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達します。

2) 環境負荷の少ない製品の購入と使用

市で購入・使用する事務用品・用紙等については、原則としてグリーン購入法対象品目とし、環境負荷の少ない製品の購入と使用に努めます。

3) 用紙、水道使用量の削減

温室効果ガス排出量の削減に間接的に影響があるため、用紙や水道使用量の削減を進めます。

用紙類は、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等により、ペーパーレス化を推進し、使用量を削減します。

2 目標達成に向けた各職員・各施設における取組

基本方針 1 及び 3 に関して、設備機器や公用車の運用改善など、職員が日常業務の中で共通で実施する取組について、以下に示します。

計画の改定にあたり、庁内の目標達成に向けた取組の実施状況を調査しました。

各取組の「実施率 2021（令和 3）年」は、各取組が該当しない課及び施設を除き、「いつも実施している」及び「概ね実施している」と回答した割合を示しています。

取組の実施率及び実施上の課題を踏まえて、取組内容の一部見直し及び追加を行いました。（新たに追加した取組の実施率は「－」としています。）

今後、特に実施率が低かった取組、新たに追加した取組について、職員一人ひとりの意識の向上が必要です。

【電気・燃料使用量削減に向けての取組】

取組内容			実施率 2021 年（令和 3）
職員が行うこと	照明	湯沸室・トイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用の都度、点灯する。	88%
	照明	残業時には、室内照明を必要な部分のみ点灯する。	88%
	空調	夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを実施する。	96%
	その他	昼休み、外出時、退庁時など、コピー機やパソコンを長時間使用しないときは主電源を切る。	68%
	その他	パソコンは節電・待機モードに切り替わるように設定しておく。	92%
課又は所属として行うこと	照明	昼休み、退庁時等の照明の消灯を徹底する。	87%
	空調	エアコンのフィルター等を定期的に清掃する。	78%
	空調	室内温度のむらをなくすため、サーキュレーターの活用や、空調機の配置や吐出口の向きの配慮を行う。	72%
	空調	冷暖房時にはカーテンやブラインドにより窓を覆い、熱の損失を防ぐ。	75%
	空調	就業時間外や会議室の使用前後における空調の使用時間短縮化を図る	89%
	空調	空調を実施しない時期は、窓の開閉による自然換気を活用する。	74%
	その他	電子レンジや冷蔵庫、電気ポットなどの家電製品について、利用頻度の低いものはコンセントからプラグを抜くか、台数を削減し職場で共有する。	79%
	その他	ノー残業デーを実施する。	84%
	その他	毎月のエネルギー使用量を記録し、エネルギー使用量の「見える化」を行う	60%

【公用車の利用に関する取組】

取組内容			実施率 2021 年（令和 3）
職員が行うこと	公用車	経済速度による走行、不要なアイドリングや急発進、急加速、空ぶかし等をやめる。（経済速度：一般道 40～60 ㎞、高速道路：80 ㎞）	96%
	公用車	タイヤ空気圧やエンジンオイル等を定期的に点検する。	82%
	公用車	使用する自動車は、使用目的や人数などに合わせ適切な公用車を選択する。	93%
	公用車	近距離の場合は、徒歩や自転車の使用に努める。	54%

【水利用、用紙、廃棄物・リサイクルに関する取組】

取組内容			実施率 2021 年（令和 3）
職員が行うこと	水利用	節水を心掛ける。	100%
	用紙	コピー・印刷部数を把握して、必要最小限のコピー・印刷に努める	92%
	その他	マイ「はし」、マイボトルの利用を心がける。	33%
	その他	ごみの分別を徹底する（紙のリサイクル、ペットボトル、空き缶・空き瓶）。	100%
課又は所属として行うこと	水利用	洗車や植木の散水への雨水利用や、トイレ等への中水利用を進める。	100%
	物品	各課で購入・使用する事務用品等の物品調達について、再生品等の環境に配慮した製品（グリーン購入法適合品）の購入に努める。	50%
	物品	コピー用紙や印刷物に使用する紙は原則、グリーン購入法の紙類の判断基準に従い、総合評価値が 80 以上の製品を使用する。	100%
	廃棄物	物品などの購入の際は、再使用、再生利用しやすいものを選択し、繰り返し使用する。	83%
	廃棄物	使い捨て製品など、すぐに廃棄物となるものはできる限り選択しない。	75%
	廃棄物	不用品を処分する場合は、他課に情報提供し再利用を図るなど、再生利用の可否を考慮して処分する。	88%
	その他	プラスチックの利用を抑えるように努める。	—
	その他	食品ロスの削減に努める。	—
施設全体で行うこと	用紙	紙類の分別排出と再資源化についての周知徹底を図る。	89%
	用紙	事務書類（会議用資料、事務手続、報告書、FAX 送付状等）を簡素化する。	67%
	用紙	庁内配布文書・刊行物の配布基準を見直し、印刷部数の適正化を図る。	64%
	用紙	庁内 LAN（電子メールなど）の導入によるペーパーレス化を推進する。	89%

3 庁舎・施設管理等での取組

基本方針 1 及び 3 に関して、庁舎や施設管理等での具体的な取組について以下に示します。

庁舎や施設の設備更新の際に、エネルギー消費量の少ない設備に交換することは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果を発揮します。また、設備機器の運用改善、運転制御や補修、改修工事の際には、省エネルギーセンター等の省エネ診断を活用するなどの工夫でも大きな効果を得ることができます。庁舎、施設の点検管理や清掃を委託している場合には、委託業者と協力して各種の取組を実施します。

計画の改定にあたり、庁内の目標達成に向けた取組の実施状況を調査しました。

各取組の「実施率 2021（令和 3）年」は、各取組が該当しない課及び施設を除き、「いつも実施している」及び「概ね実施している」と回答した割合を示しています。

取組の実施率及び実施上の課題を踏まえて、取組内容の一部見直し及び追加を行いました。（新たに追加した取組の実施率は「－」としています。）

今後、特に実施率が低かった取組、新たに追加した取組について、職員一人ひとりの意識の向上が必要です。

【電気・燃料使用量削減に関する取組】

取組内容		実施率 2021 年（令和 3）
照明	日中の廊下や階段の照明は、通行に支障のない照度が確保される場合は消灯する。あるいは、照明器具の点灯台数を調節する。	87%
照明	廊下やトイレなどの照明には、調光センサや人感センサ付き機器を導入する。	78%
照明	照明器具の更新時は、ＬＥＤやＬＥＤ電球への更新を進める。	73%
空調	勤務時間外の空調機器の使用は必要最小限とし、特に集中管理が可能な庁舎・施設では、空調機器を定時で一旦切る。残業など、必要な場合のみ、再び個別に電源を入れる。	93%
空調	空調使用時は、冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安として、適正な室温管理を行う。	64%
空調	エアコンの室外機の回りには、物を置かない。また、室外機は風通しのよい所に設置する。	100%
空調	天候・曜日・季節によって空調の起動時間・停止時間を調節する。	93%
空調	空調機器のフィルター清掃を年 2 回程度行う	80%
空調	冷暖房機の新設、更新の際は、省エネ型・省電力型のものを導入する。	92%
給湯	給湯給湯器や湯沸器などは季節に合わせて設定温度を調節し、給湯時期・時間はできるだけ縮小する。	82%
給湯	電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する	91%
ボイラ	バイオマスボイラ、バイオマスストーブの導入を検討する。	0%
その他	電気使用のピークカット及び電気使用量の削減を図るため、施設のデマンドを把握し、運転管理に活用する。	50%

その他	新規購入する事務機器、家電製品は節電に配慮した省エネ型製品の購入に努める。	86%
建設物	建築物の外壁に断熱材を用いる外断熱など、高断熱化に努める。	—
	窓の二重化、ペアガラス等による高気密、高断熱化に努める。	—

【公用車の利用に関する取組】

取　組　内　容		実施率 2021 年（令和 3）
公用車	車両台数の適正化を図る。	100%
公用車	定期的に点検や整備を実施する。	100%
公用車	公用車の購入・更新にあたっては、使用実態を踏まえ、軽自動車など必要最小限の大きさの自動車を選択する。	100%
公用車	公用車の購入・更新にあたっては、原則として国土交通省で定めた「低排出ガス車認定基準適合車」や「低燃費基準適合車」を選定する。また、性能や価格の動向等の情報収集を行い、低公害車などの積極的な導入を図る。	100%

【水利用、用紙に関する取組】

取　組　内　容		実施率 2021 年（令和 3）
水利用	施設利用者に対して節水を呼び掛ける。	100%
水利用	漏水のチェックを定期的に行い、漏水が確認できたときは直ちに修理する。	100%
水利用	建物の更新、新設の際は、雨水や風呂の残り湯などのトイレ洗浄用水などでの循環利用を検討する。	100%
用紙	紙類の分別排出と再資源化についての周知徹底を図る。	100%
用紙	庁内配布文書・刊行物の配布基準を見直し、印刷部数の適正化を図る。	100%
用紙	庁内 LAN（電子メールなど）の導入によるペーパーレス化を推進する。	100%

4 再生可能エネルギーの導入に向けた取組

本市では、2021（令和 3）年 3 月に策定した「稲敷市環境基本計画」に基づき、2050（令和 32）年度までの脱炭素社会構築を見据えた再生可能エネルギーの導入目標の策定と、地域の再生可能エネルギー事業の構築のため、2021（令和 3）年 12 月「稲敷市再生可能エネルギー導入計画」を策定しました。

2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けて、本市における再生可能エネルギーの導入に向けた取組を以下に示します。

1) 再生可能エネルギーの追加導入目標

本市の事務事業にかかる公共施設及び、市有地への再生可能エネルギーの最大限導入を目指します。2030（令和 12）年度までに、公共施設に対しては 3TJ（800kW）、未利用の市有地に対しては 12TJ（2,700kW）の追加導入を目標としています。

■再生可能エネルギーの追加導入目標

再生可能エネルギー種	2030年度までの追加導入目標	2050年度までの追加導入目標
太陽光発電（公共施設）	3TJ (800kW)	19TJ (4,433kW)
一般廃棄物発電	18TJ	18TJ
太陽光発電（市有地の雑種地・原野）	12TJ（2,700kW）	35TJ（8,100kW）
太陽光発電（農地）	217TJ (50,000kW)	952TJ (218,869kW)
太陽光発電（住宅用等）	123TJ (28,179kW)	288TJ (66,228kW)
太陽光発電（発電所・工場物流施設）	26TJ (5,967kW)	74TJ (17,120kW)
太陽光発電（低・未利用地）	3TJ (735kW)	10TJ (2,205kW)
太陽熱利用	3TJ	17TJ
農業系バイオマス（もみ殻）利用	9TJ（600t/年）	31TJ（2,100t/年）
合計	414TJ	1,444TJ

出典）稲敷市再生可能エネルギー導入計画　令和 3 年 3 月

2) 重要な施策

①地域エネルギーサービスの導入

・官民連携で自治体新電力の設立・運営を検討します。

・自治体新電力の設立により、市内の再エネ導入、省エネ推進、エネルギーの地産地消に主体的に取り組むだけでなく、これまで市外の企業に支払っていたエネルギー費用をできる限り市内で循環させることも想定しています。

②マイクログリッド構築の検討

・災害時の重要拠点となるエリアから優先的にマイクログリッドを構築し、適性のある他のエリアに展開していきます。

・マイクログリッド導入エリアでは、防災機能の向上、再エネ最大導入による脱炭素化、平常時の電気料金削減が期待されます。

・2030（令和 12）年度までに、地域の拠点 1 か所での構築を行い、事業効果を検証した後、他地域への水平展開を進めます。

■脱炭素シナリオ実現のためのロードマップ

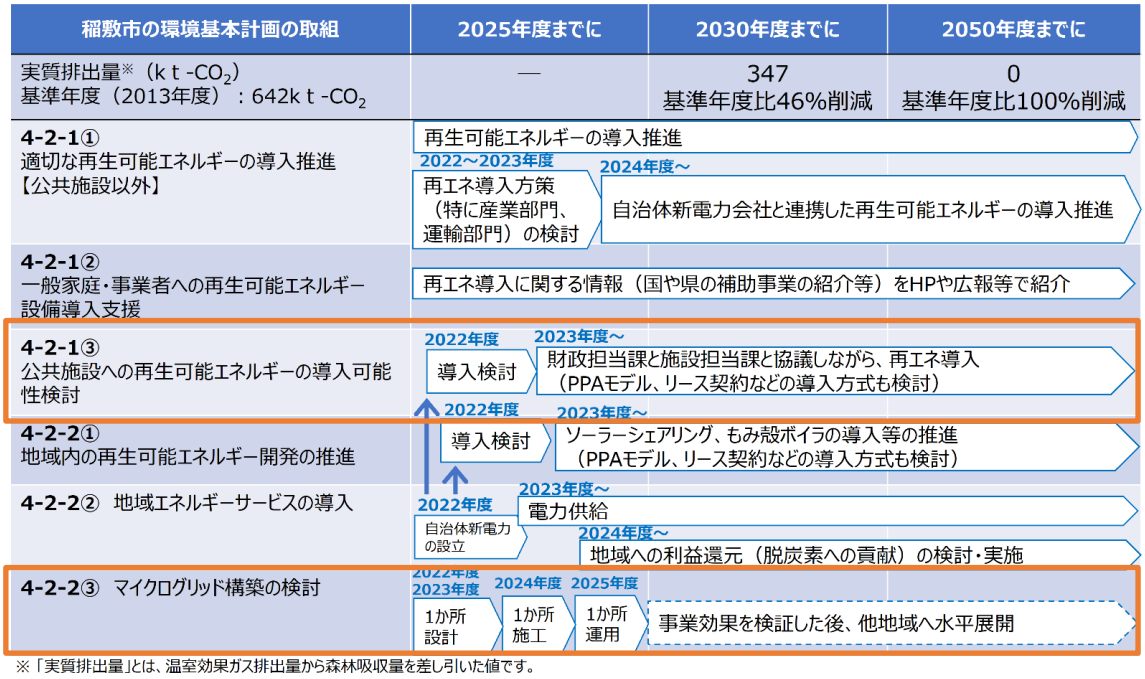

※「実質排出量」とは、温室効果ガス排出量から森林吸収量を差し引いた値です。

出典）稲敷市再生可能エネルギー導入計画　令和３年３月

再生可能エネルギーの自家発電自家消費や、地域エネルギーサービスの導入といった取組は、脱炭素社会の実現だけでなく、エネルギー費用の区域外流出を抑える事につながります。

これらの取組は、非常時のレジリエンス強化や、新たな雇用創出など、地域課題の同時解決が期待されます。

第６章　計画の進捗管理

1　推進体制

実行計画（事務事業編）を推進するために、副市長を委員長とする「稲敷市地球温暖化対策実行計画推進委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「実行計画管理者」を１名配置し、取組を着実に推進します。

①地球温暖化対策実行計画推進委員会

副市長を委員長、市民生活部長を副委員長とし、各部の地球温暖化対策推進責任者（各部長）で構成します。各部長は、実行計画（事務事業編）の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

②地球温暖化対策実行計画推進委員会　事務局

市民生活部長を事務局長とし、環境課職員で構成します。事務局は、推進委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、推進委員会に報告します。

③実行計画管理者

各課及び各施設に１名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を管理者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

■推進体制

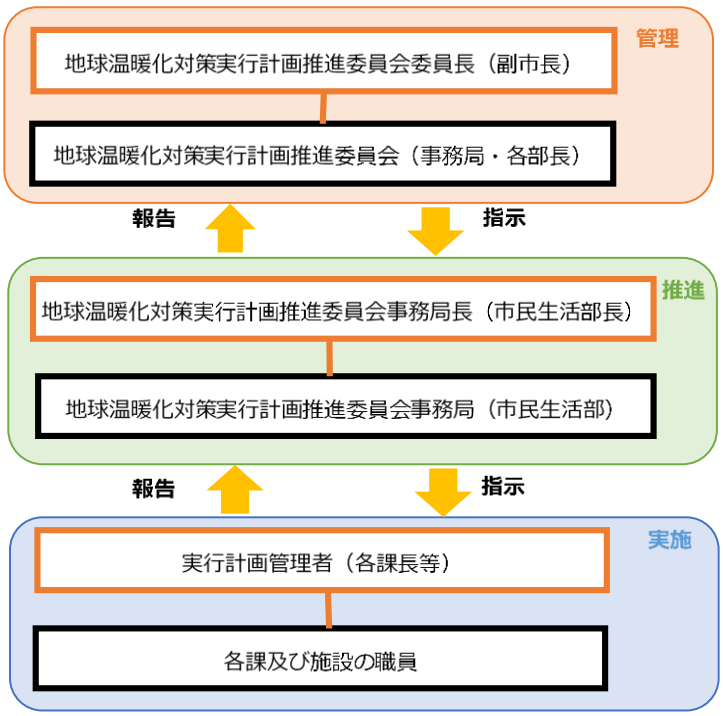

2 点検・評価・見直し

実行計画（事務事業編）は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、実行計画（事務事業編）の見直しに向けた PDCA を推進します。

①毎年の PDCA

実行計画（事務事業編）の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して地球温暖化対策実行計画推進委員会に報告します。地球温暖化対策実行計画推進委員会は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

②見直し予定時期までの期間内における PDCA

地球温暖化対策実行計画推進委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、実行計画（事務事業編）の改定を行います。

■毎年の PDCA イメージ

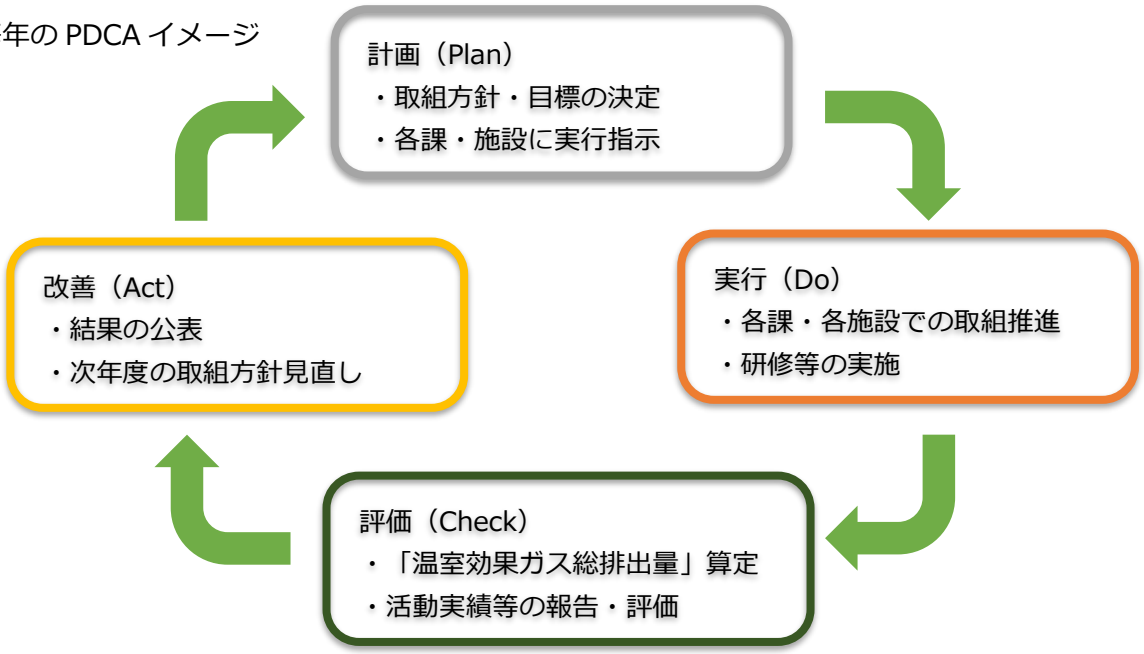

3 公表

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量の削減状況については、地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、公表することが義務付けられています。

実行計画（事務事業編）の取組内容及び実施状況等については、広報稲敷や市ホームページ等で公表します。

資料編

○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）対象施設（令和３（2021）年４月１日現在）1/2

		課室名		部
	稲敷市役所	管財課	1	行政経営部
	十余島用水機場	農政課	2	地域振興部
	太田金江津用水機場			
	大須賀用排水機場			
	伊崎排水機場			
	十余島排水機場			
	金江津排水機場			
	東支所	東支所	3	市民生活部
	江戸崎福祉センター	社会福祉課	4	保健福祉部
	ハートピアいなしき			
	いこいのプラザ	高齢福祉課		
	桜川地区児童クラブ	こども支援課		
	江戸崎地区児童クラブ			
	新利根地区児童クラブ			
	あずま東地区児童クラブ			
	稲敷市保健センター	健康増進課		
	リバーサイド公園	建設課	5	土木管理部
	堂前自然公園			
	愛宕山公園			
	和田公園			
	やすらぎの森公園			
	阿波水辺公園			
	古渡水の里公園			
	大利根東公園			
	三次親水公園			
	妙義の鼻			
	東浄化センター	下水道課		
	江戸崎公共下水道終末処理場			
	古渡西部下水処理施設			
	農業集落排水施設阿波西部			
	農業集落排水施設あずま中部			
	農業集落排水施設阿波東部			
	農業集落排水施設あずま南			
	農業集落排水施設君賀			
	農業集落排水施設古渡東部			
	農業集落排水施設鳩崎			
	農業集落排水施設浮島			
	元気館			
	稲敷市江戸崎浄水場	水道課		
	稲敷市水道高田ポンプ場			
	新山取水場			
	佐倉取水場			
	西部増圧ポンプ場			
	新利根配水場			
	根本浄水場			
	桜川配水場			
	四箇地区増圧ポンプ場			
	東浄水場			
	橋向増圧ポンプ場			
	新川増圧ポンプ場			
	稲敷市工業用水道事業１			
	稲敷市工業用水道事業２			

〇地球温暖化対策実行計画（事務事業編）対象施設（令和３（2021）年４月１日現在）2/2

	施設名	課・室	部	
	江戸崎小学校	学務管理課	6	教育委員会
	高田小学校			
	沼里小学校			
	新利根小学校			
	桜川小学校			
	あずま東小学校			
	あずま西小学校			
	あずま北小学校			
	江戸崎中学校			
	新利根中学校			
	桜川中学校			
	東中学校			
	新利根幼稚園			
	みのり幼稚園			
	ゆたか幼稚園			
	こども園えどさき			
	桜川こども園			
	（旧）根本小学校			
	江戸崎学校給食センター	給食センター		
	東学校給食センター			
	鳩崎コミュニティセンター	生涯学習課		
	沼里コミュニティセンター			
	高田コミュニティセンター			
	君賀コミュニティセンター			
	江戸崎中央公民館	江戸崎中央公民館		
	新利根公民館	新利根公民館		
	桜川公民館	桜川公民館		
	あずま生涯学習センター	あずま生涯学習センター		
	桜川総合運動公園	スポーツ振興課		
	浮島運動広場			
	江戸崎総合運動公園			
	沼田運動公園			
	新利根総合運動公園			
	東農業者トレーニングセンター			
	東グラウンド			
	白鷺球場			
	図書館	図書館		
	歴史民俗資料館	歴史民俗資料館		
	稲敷市教育センター（旧鳩崎小学校跡地）	稲敷市教育センター		

○稲敷市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 23 日
訓令第 21 号
改正　平成 19 年３月 29 日訓令第１号
平成 24 年３月 30 日訓令第４号
平成 27 年３月 31 日訓令第５号
平成 29 年３月 31 日訓令第６号
令和２年３月 30 日訓令第７号

（設置）

第１条　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条の規定により，本市で実施する事務事業に関し，温室効果ガスの排出の抑制に努めるための稲敷市地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）を策定し，地球温暖化対策を総合的に推進するため稲敷市地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は，次の各号で定める事項を所掌する。

⑴　計画の策定及び推進に関すること。

⑵　計画の進行管理に関すること。

⑶　その他目的達成に必要な事項

（組織等）

第３条　委員会の委員は，別表に掲げる者をもって充てる。

２　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長には副市長を，副委員長には市民生活部長をもって充てる。

３　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は，委員長が招集し，会議の議長となる。

２　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

３　委員長は，必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は，地球温暖化対策担当課において処理する。

（補則）

第６条　この訓令に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この訓令は，平成 18 年 10 月 23 日から施行する。

附　則（平成 19 年訓令第１号）

（施行期日）

１　この訓令は，平成 19 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第３条の規定により，現に在職する収入役の任期中に限り，なお従前の例による。

附　則（平成 24 年訓令第４号）

この訓令は，平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年訓令第５号）

この訓令は，平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年訓令第６号）

この訓令は，平成 29 年４月１日から施行する。

附　則（令和２年訓令第７号）

この訓令は，令和２年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

副市長，教育長，行政経営部長，危機管理監，地域振興部長，市民生活部長，保健福祉部長，土木管理部長，教育部長，議会事務局長，会計管理者

〇用語解説

■基礎排出係数
電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出した二酸化炭素の量（t-CO_2）（基礎二酸化炭素排出量）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量(kWh)（販売電力量）で除して算出した係数。

■再生可能エネルギー
太陽光や太陽熱、風力、地熱、中小水力、バイオマス等の資源が枯渇せず繰り返し使え、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出が少ないエネルギーのこと。

■3R＋Renewable リデュース、リユース、リサイクル＋リニューアブル（再生可能資源の活用）
持続可能な資源循環を目指す基本原則で、３Ｒとは、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用(Reuse）、再生利用（Recycle）のこと。Renewable は、プラスチック製包装容器・製品を紙やバイオマスプラスチック等、再生材や再生可能資源に切り替えること。

■サーキュラーエコノミー（循環経済）
3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。限りある資源の効率的な利用等で、経済効果がもたらされる。

■ZEB（ゼブ）
Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物のこと。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにする。

■脱炭素社会
地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの人為的な排出と吸収量との均衡を達成する、持続可能な社会のこと。

■地球温暖化
人の活動の拡大によって、二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

■地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）
温室効果ガスの排出抑制等の推進を図ることにより、国民の健康で文化的な生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的として、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、各主体が自主的かつ積極的に課題に取り組むための法的枠組であり、1998（平成 10）年に公布された法律。

■調整後排出係数
電気事業者の基礎排出係数から、クレジットや国内認証排出削減量等を差し引いた二酸化炭素の量（t-CO_2）（調整後排出量）を、販売した電力量で除して算出した係数。

■電気自動車
エンジンの代わりにモーターと蓄電池（バッテリー）を搭載し、充電した電気の力で動く車のこと。充電のための電気を発電する際に二酸化炭素やその他の有害物質が排出される可能性はあるものの、電気自動車そのものからの排出はない。

■マイクログリッド（地域マイクログリッド）
複数の拠点施設を自営線等でつなぎ、太陽光発電・蓄電池等でエネルギー供給するエネルギーシステム。平常時は下位系統の潮流を把握し、災害等による大規模停電時には自立して電力を

供給できる。一定規模のエリアで面的に使用する、分散型のエネルギーシステム。

■2050 年カーボンニュートラル
政府は 2020 年 10 月に 2050 年カーボンニュートラル宣言を行い、2050 年までに温室効果ガスの排出の実質ゼロを目指すことを宣言した。排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

■PDCA サイクル
計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施するサイクルのこと。最後の Action では Check の結果から、最初の Plan の内容を継続（定着）、修正、破棄のいずれかにして、次回の Plan に結び付け、らせん状にプロセスを繰り返すことによって、品質の維持、向上及び継続的な業務改善活動を推進することが可能。

■PPA モデル
第三者が電力需要家の屋根や敷地に太陽光発電設備を無償で設置・運用して、発電電力を電力需要家が購入するモデルのこと。電力需要家は初期費用ゼロで再生可能エネルギーを利用できる。

■TJ(テラジュール)
T(テラ)は 10 の 12 乗のことで、J(ジュール)は熱量単位。電気やガスなど、計量単位の異なる各種のエネルギー源を一つの表で扱う場合に、エネルギー単位表では熱量単位である J(ジュール)に換算している。
1 テラジュール[TJ]=1,000 ギガジュール [GJ]
=1,000,000 メガジュール[MJ]
=1,000,000,000 ジュール [J]

第２次稲敷市地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

令和４(2022) 年３月発行
稲敷市 市民生活部 環境課
〒300-0595
茨城県稲敷市犬塚 1570 番地１
電話：０２９－８９２－２０００（代表）
稲敷市ホームページ
https://www.city.inashiki.lg.jp